

生駒市公平委員会規則第1号

生駒市公平委員会の所管に係る生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

令和5年3月27日

生駒市公平委員会委員長 吉田豊彦

生駒市公平委員会の所管に係る生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

- 1 生駒市公平委員会の所管に係る生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月生駒市条例第26号）の施行に関し必要な事項については、生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年2月生駒市規則第1号）の規定の例による。
- 2 委員長の指定する事務職員は、個人情報の開示等その他個人情報の保護に関することについて専決するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（生駒市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の廃止）
- 2 生駒市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成12年2月生駒市公平委員会規則第1号）は、廃止する。